

各基本目標・基本計画の進捗状況について

基本目標 2 総合的な支援と適切なサービス提供の推進

1 基本目標 2 「総合的な支援と適切なサービス提供の推進」の総評

基本目標 2 の各取組については、A が 5 項目、B が 20 項目、C が 12 項目という結果でした。令和 3 年度評価と比較すると、自己評価が向上している項目が 7 項目、同様の項目が 28 項目、下降している項目が 2 項目でした。

特に向上している項目が多かったのは基本計画（6）**心身の健康づくり・健康寿命の延伸**であり、「**フレイル予防の推進**」の取組では、目標数を大幅に上回る健康教育を実施することができ、A 評価となりました。コロナ禍であったものの、高齢者が集まる機会をとらえ、フレイル予防の啓発を実施することができました。

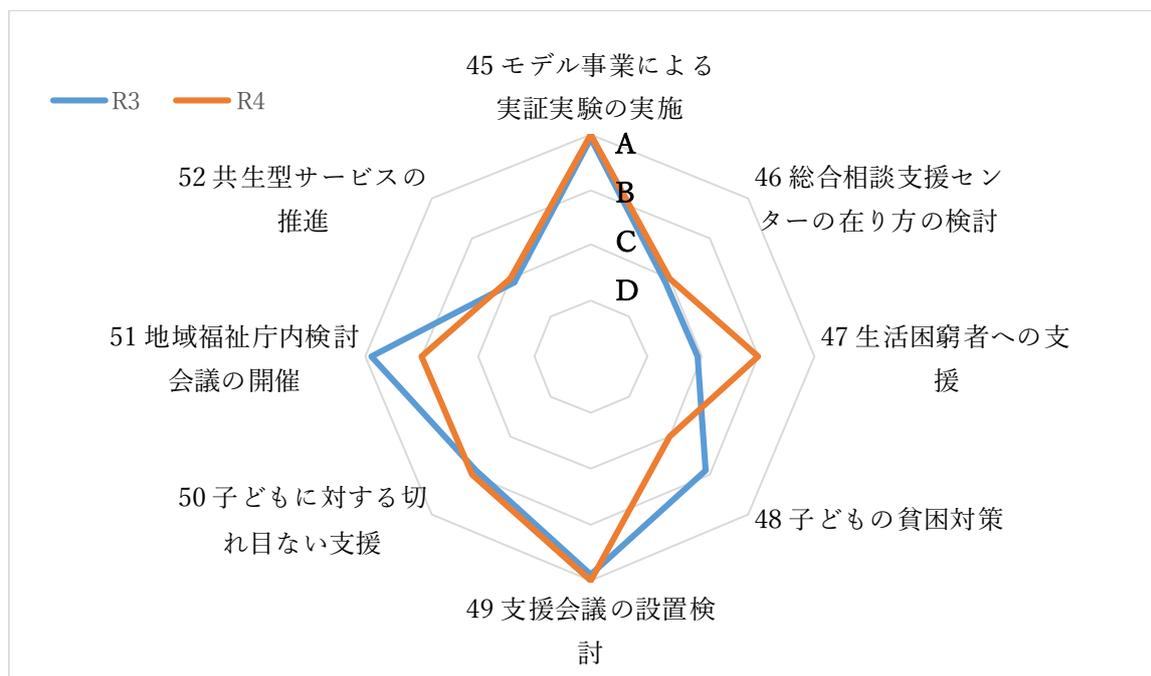
一方で、「**各種健康診査や検診の啓発・周知**」の取組においては、目標である各種がん検診において、肺がん検診以外は受診率 2% 向上の目標が達成できませんでした。今後、各種がん検診の受診率向上に向けて検討をしていく予定です。

基本計画（2）**分野横断的な支援・一体的な福祉サービスの提供**では、重層的支援体制整備事業の中で重層的支援会議等を中心に分野横断的な支援を進めているところですが、中でも「**生活困窮者への支援**」の取組の評価が C から B に向上しています。コロナ特例貸付の終了に伴いプラン作成件数は減少したものの、個々の課題解決に必要な制度、事業、専門機関とのつながりを行い、協働することで相談者の抱える課題解決に努めました。

基本計画（5）**権利擁護の推進**では、「**成年後見市長申立ての推進**」の取組において、令和 3 年度から福祉政策課に中核機関を設置し、支援対象者の生活を支援できるような制度がないか検討するなど、福祉的なアセスメントも実施しながら市長申し立てを進めることができています。「**日常生活自立支援事業の実施**」の取組については新規利用希望者の待機が解消できていません。原因として事務量に対して担当職員を配置できる数が不足していることが挙げられますが、今後は、担当制を導入するなど支援体制の見直しを行うとともに、柔軟な運用に向けて県社協を通じて金融機関にも働きかけを行う等、課題解消に向けて業務の効率化を図っていく予定です。

基本計画（7）**居住・就労・移動手手段の確保支援**における、「**障がい者雇用の促進**」の取組については現状として、障がい者の一般就労について実績はあるものの、市と関係機関との連携で就労に至ったとは言えない状況です。そのため、今後は、企業などにおける障がい者雇用について継続した働きかけを行うなど、市と関係機関との連携の強化を図る必要があります。

2 - (1・2) 総合的な相談支援体制の整備 及び 分野横断的な支援・一体的な福祉サービスの提供



【自己評価の評価方法】

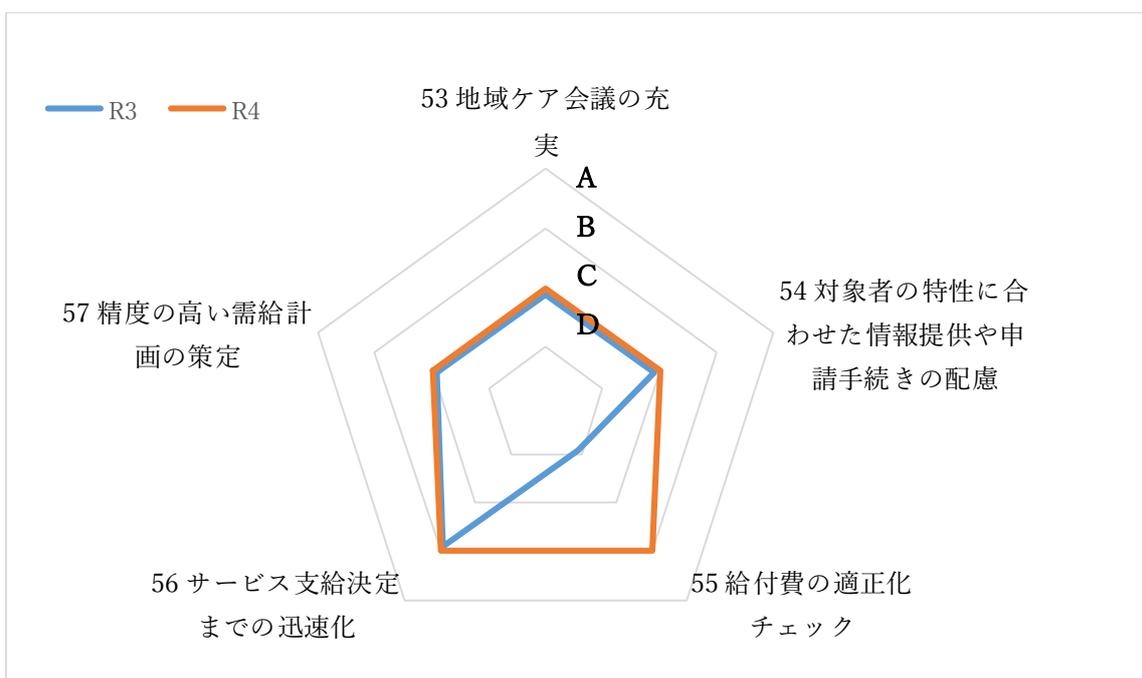
- A：取組の指標を達成した。または、顕著な取組がある。
- B：計画期間内に指標を達成見込みである。概ね順調に進んでいる。
- C：指標を一部達成している。または、取組は行っているが不十分である。
- D：未着手。

【総評】

良かった点としては、「生活困窮者への支援」の取組の評価がCからBに向上したところです。プラン作成件数はコロナ禍以前並みに戻りましたが、プラン作成に至らないケースについても個々の課題に必要な制度や専門窓口につなぎ、課題解決に向けた伴走支援を行うことができました。

改善が必要な点としては、「こどもの貧困対策」の取組、「地域福祉庁内検討会議の開催」の取組及び「総合相談支援センターの在り方の検討」の取組についてです。「こどもの貧困対策」の取組においては、「こども☆みらい塾」を3箇所で開催するという目標を達成できなかったため、今後、開催箇所数を増やすために検討が必要です。また、「地域福祉庁内検討会議の開催」の取組においては、令和4年度は、庁内検討会を1回しか開催できず、目標とする2回の開催はできませんでした。「総合相談支援センターの在り方の検討」の取組については、令和4年4月に「えしこに」を開設したので、令和4年度は「えしこに」自体の運営に注力してきました。今後は、センターの更なる拡充に向けて具体的に検討を進めていく予定です。

2 - (3) 適切で利用しやすい福祉サービスの提供



【自己評価の評価方法】

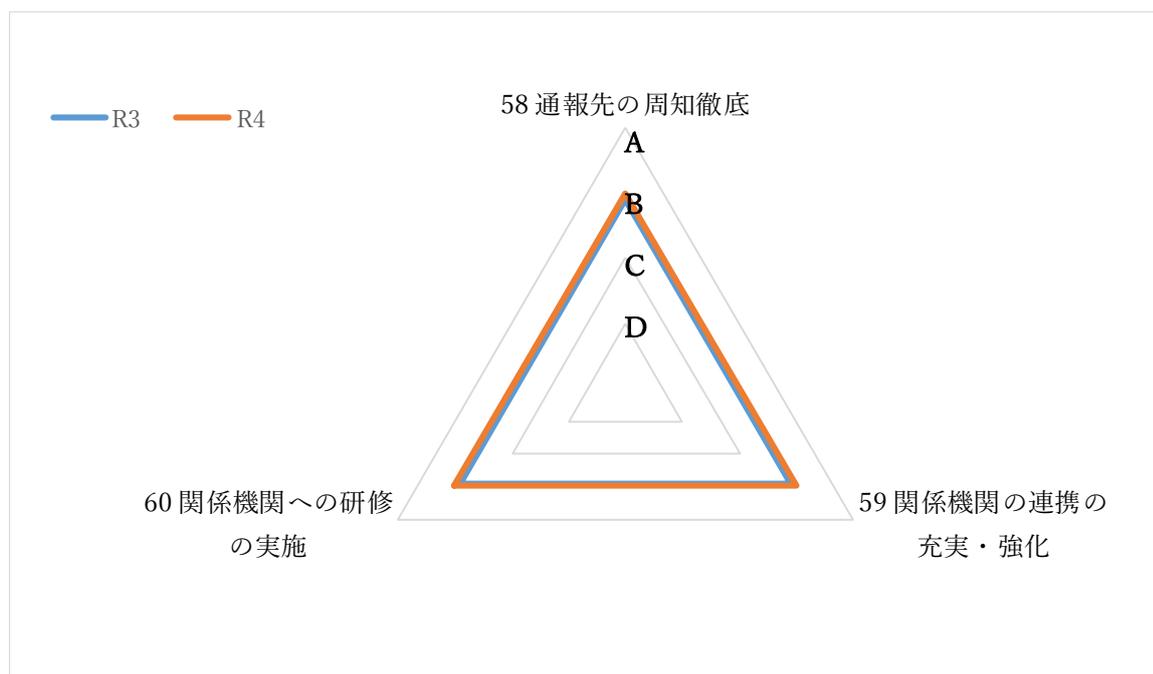
- A : 取組の指標を達成した。または、顕著な取組がある。
- B : 計画期間内に指標を達成見込みである。概ね順調に進んでいる。
- C : 指標を一部達成している。または、取組は行っているが不十分である。
- D : 未着手。

【総評】

良かった点としては、「給付費の適正化チェック」の取組の評価が、D から B に向上したところです。令和3年度まで実施の実績がありませんでしたが、令和4年度については、適正化リストに基づき優先順位をつけて、長寿社会課及び障がい者支援課所管の事業所に対して実地指導を行うことができました。

そのほかの項目は、令和3年度と同様の評価でした。それぞれの項目について、取組が停滞しており「地域ケア会議の充実」、「対象者の特性に合わせた情報提供や申請手続きの配慮」及び「精度の高い需給計画の策定」の取組においては、令和3年度と同様に C 評価のままでした。それぞれ取組は行っているものの、不十分である状況が継続していることから、対応策を検討していきます。

2 - (4) 虐待やDV から守るための支援



【自己評価の評価方法】

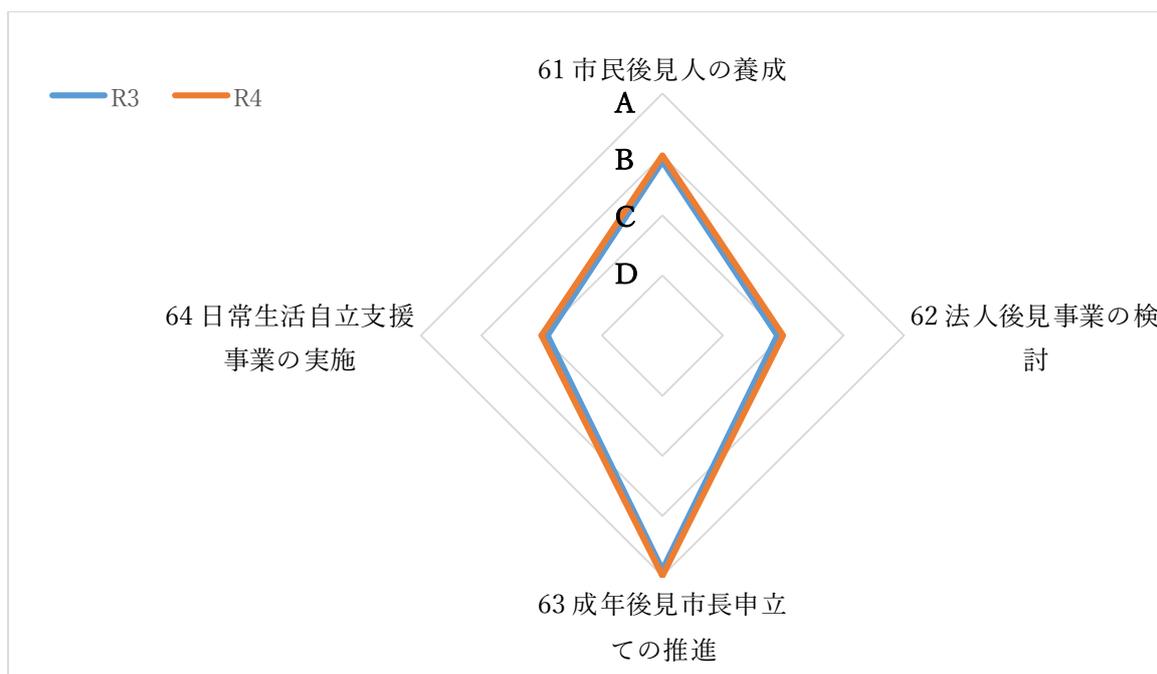
- A : 取組の指標を達成した。または、顕著な取組がある。
- B : 計画期間内に指標を達成見込みである。概ね順調に進んでいる。
- C : 指標を一部達成している。または、取組は行っているが不十分である。
- D : 未着手。

【総評】

良かった点としては、すべての項目において、令和3年度と同様のB評価であったものの、積極的に取組を実施しており、特に「通報先の周知徹底」の取組では、全世代に向けた通知先の周知について、イベント等を積極的に活用することができています。

今後の課題として、「関係機関の連携の充実・強化」の取組においては、虐待通報を受けた際の関係機関との連携については、現在でも迅速に対応できているものの、更なる連携体制の充実・強化を課題として挙げています。また、「関係機関への研修の実施」については、研修会の開催はできましたが、今後は研修回数を増やすことと研修内容を充実させていくことを課題として挙げています。

2 - (5) 権利擁護の推進



【自己評価の評価方法】

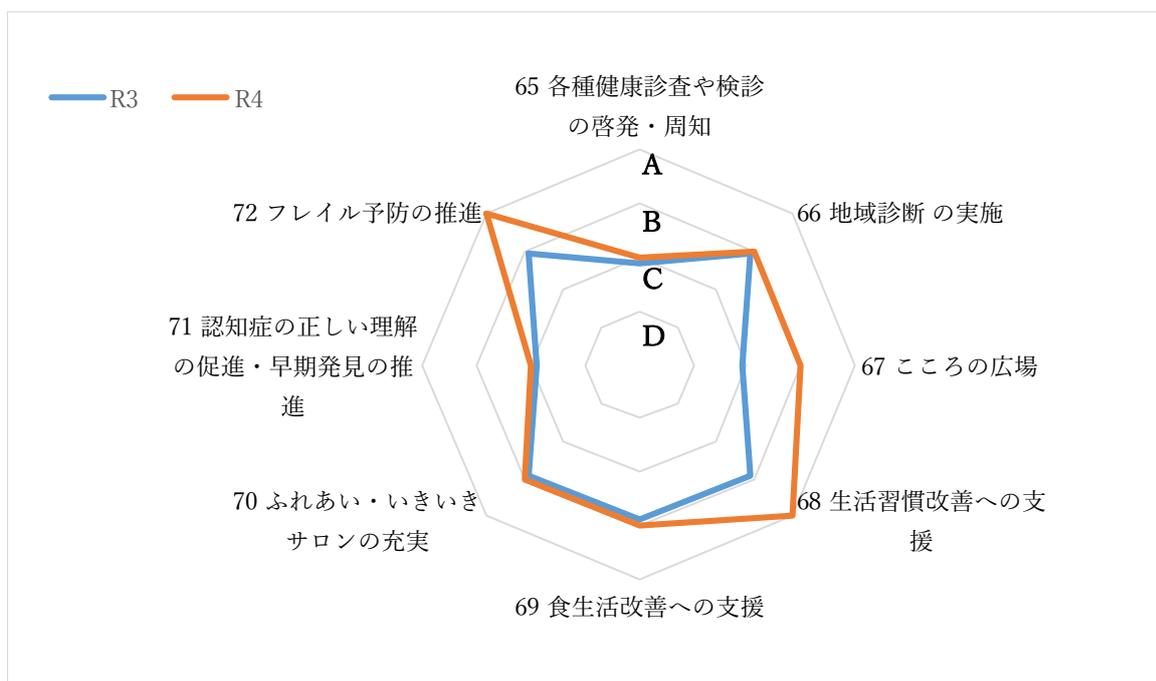
- A : 取組の指標を達成した。または、顕著な取組がある。
- B : 計画期間内に指標を達成見込みである。概ね順調に進んでいる。
- C : 指標を一部達成している。または、取組は行っているが不十分である。
- D : 未着手。

【総評】

良かった点としては、「成年後見市長申立ての推進」の取組について、令和3年度同様にA評価であったところです。成年後見申し立ての手続きのみでなく、支援対象者の生活を支援できるような制度がないか検討するなど、福祉的なアセスメントも実施しました。今後も引き続き、取組の内容を実施していく予定です。

改善が必要な点としては、「日常生活自立支援事業の実施」の取組について、ニーズ増加による利用待機の課題について解決が図れていません。この取組では、金銭管理業務のため、事務量が多く職員の負担が大きいという課題があります。今後は、担当制を導入するなど支援体制の見直しを行うとともに、柔軟な運用に向けて県社協を通じて金融機関にも働きかけを行う等、業務の効率化を図っていく予定です。

2 - (6) 心身の健康づくり・健康寿命の延伸



【自己評価の評価方法】

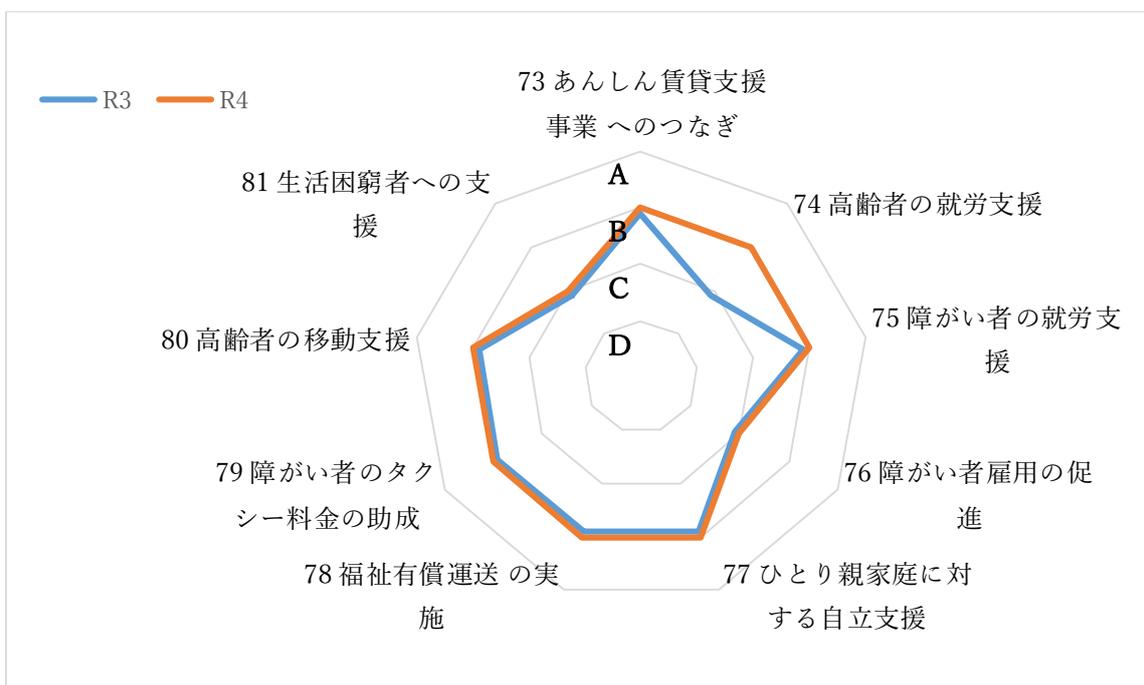
- A：取組の指標を達成した。または、顕著な取組がある。
- B：計画期間内に指標を達成見込みである。概ね順調に進んでいる。
- C：指標を一部達成している。または、取組は行っているが不十分である。
- D：未着手。

【総評】

良かった点としては、「フレイル予防の推進」の取組です。令和4年度は、目標数を大幅に上回る健康教育を実施することができました。コロナ禍であったものの、高齢者が集まる機会をとらえ、フレイル予防の啓発を実施することができました。また、「こころの広場」の取組においても評価がC評価からB評価に向上しています。令和4年度は、実施回数12回と、目標値を達成することができました。更なる評価の向上を見据え、新たな参加者の獲得のためにPR方法について検討していきます。

改善が必要な点としては、「各種健康診査や検診の啓発・周知」の取組です。こちらの取組は令和3年度と同じくC評価でした。取組の目標であるがん検診の受診率2%向上が令和6年度までに難しく、目標達成が厳しい状況です。今後は、受診率の向上に向けて、健診等の情報発信にSNSなどの手法も取り入れ、働く世代への受診勧奨を強化していく方針です。

2 - (7) 居住・就労・移動手段の確保支援



【自己評価の評価方法】

- A：取組の指標を達成した。または、顕著な取組がある。
- B：計画期間内に指標を達成見込みである。概ね順調に進んでいる。
- C：指標を一部達成している。または、取組は行っているが不十分である。
- D：未着手。

【総評】

良かった点としては、「高齢者の就労支援」の取組の評価が C 評価から B 評価に向上したところです。「高齢者の就労支援」の取組においては、ニーズが高く、今後、更なる評価の向上のために、内容を充実させていく方針です。

改善が必要な点としては、「障がい者雇用の促進」の取組についてです。現状として、障がい者の一般就労について実績はあるものの、市と関係機関との連携の結果として就労に結びついた、とは言えない状況にあります。そのため、今後は、企業などにおける障がい者雇用について継続した働きかけを行うとともに、連携の強化を図ることが必要です。また、「生活困窮者の支援」では、プラン作成件数が減っている事や他制度や他機関につなぐ相談も増えています。引き続き、他機関と連携した取組を継続し、フォローアップに努める必要があります。